

駐車監視員活動ガイドライン

【高井戸 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← 間 →		重点時間帯	備考
1	国道20号	甲州街道	上高井戸1-30先	方南1-1先	7-20	左記の区間における杉並区内の路線
2	都道413号～主要地方道14号～都道413号～主要地方道7号	井の頭通り	松庵2-22先	和泉2-5先甲州街道松原交差点	7-20	
3	主要地方道14号	方南通り	大宮2-14先井の頭通り西永福交差点	方南2-18先付近	7-20	パーキング路線にあつては、1/1～3・日・休日を除く
4	主要地方道318号	環状七号線	方南1-1先大原交差点	方南2-29先和田堀橋交差点	7-20	
5	主要地方道311号	環状八号線	上高井戸1-15先	上高井戸1-24先	7-20	
			高井戸西1-1先中の橋交差点	宮前2-30先環八明神通り交差点	7-20	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備考
1	主要地方道7号	五日市街道	松庵3-16先松庵小学校交差点	高井戸東4-13先	7-20	
2	主要地方道14号	放射5号線	上高井戸2-19先	下高井戸5-3先甲州街道下高井戸五丁目交差点	7-20	中央自動車道高速下～放射5号
3	区道	永福通り	下高井戸2-1先甲州街道	和泉3-59先方南通り大宮八幡入口交差点	7-20	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備考
1	京王井の頭線永福町駅周辺	7-20	
2	京王井の頭線西永福町駅周辺	7-20	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備考
1	地下鉄丸ノ内線方南町駅周辺	7-20	

◎ 自動二輪、原付重点地域

No	地 域	重点時間帯	備考
1	京王井の頭線永福町駅周辺	7-20	
2	京王井の頭線西永福町駅周辺	7-20	
3	地下鉄丸ノ内線方南町駅周辺	7-20	

高井戸警察署 駐車監視員活動ガイドライン

